

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

| | |
|----------------|----------------------|
| 商号又は名称 | 上原建設 |
| 主たる営業所の所在地 | 兵庫県養父市 |
| 許可番号 | 兵庫県知事（般－2）第 651512 号 |
| 許可を受けている建設業の種類 | 建、大 |

2 処分に関する事項

| | |
|-------------|---|
| 処分年月日 | 令和 6 年 7 月 18 日 |
| 根拠法令 | 建設業法第 28 条第 3 項（同条第 1 項第 3 号該当） |
| 処分の内容 | <p>建設業法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示</p> |
| 処分の原因となった事実 | <p>上原建設は、その業務に関し、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）違反により、豊岡簡易裁判所において、罰金 20 万円の判決を受け、令和 6 年 5 月 17 日にその刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当する。</p> |